

今月のお知らせ

お知らせ

保健師、助産師、看護師
などを旨す奨学生生の募集

一 対象となる職種

保健師、助産師、看護師、放射線技師、理学療法士、作業療法士

二 奨学資金貸与の条件

○法に基づき指定された対象となる職種の養成施設に在学または所在している(予定含む)こと

○養成施設に合格時点を含め、入学以前に6か月以上引き続き只見町に住所又は本籍を有すること

○申請する者の保護者が只見町に住所を有すること
○国又は他の団体から同種類の奨学金の貸与を受けていないこと

三 貸与額

月額10万円以内

電話番号

総務企画課	財政係	☎82-5210
総務係	企画係	
町民生活課	町民税務係	☎82-5110
	生活安全係	☎82-5100
保健福祉課	保健係	☎84-7005
	福祉係	
成年後見センター		☎84-7010
農林建設課	農林係	☎82-5230
	建設係	☎82-5270
交流推進課	観光交流係	☎82-5240
	商工労働係	☎82-5240
	ユネスコエコパーク推進係	☎82-5963
	(ただみ・ブナと川のミュージアム内)	☎82-5120
会計室		☎82-2219
只見保育所		☎84-2038
認定こども園		☎86-2249
明和保育所		☎84-2221
朝日診療所		☎84-2612
(歯科)		☎84-2101
こぶし苑		☎82-2141
只見公民館		☎84-2111
朝日公民館		☎86-2111
明和公民館		☎82-5320
教育委員会		☎84-7180
学校給食センター		☎82-5300
議会事務局		☎82-5230
農業委員会		

四 奨学資金の返還及び免除

奨学資金貸与条例により原則として貸与期間満了の1年後から10年以内に返還することになります。

ただし、資格取得しその職種で只見町の任期の定めのない職員として就職した時は、返還期間中の従事期間に応じた額が免除されます。(町職員として就職するまでに納期の到来した返還額と返還済額は免除対象となりません)

六 申込方法

奨学資金貸与申請書に住民票抄本(申請者と保護者)、履歴書、健康診断書、在学中の学校からの調査書、養成施設の在学証明書(進学予定は合格通知書写し)を添えて保健福祉課係に提出してください。

申請書類等は、只見高校に送付しています。
また、お問い合わせいただいた方に直接送付しますので、問合せ先にご連絡ください。

七 募集期間

令和8年2月6日(金)まで

八 問合せ先

保健福祉課保健係
☎84-7005

田島税務署からお知らせ

【確定申告書作成会場の開設】

田島税務署では次のとおり確定申告書作成会場を開設します。

○開設場所

南会津町田島字寺前甲2939-2

田島税務署1階会議室

○開設期間

2月16日(月)～3月16日(月)
※土、日、祝日を除く

○開設時間

午前9時～午後5時

○その他

翌年以降の確定申告をスムーズに行うため、ご自身のスマホとマイナンバーカードを使用し、ご自身で申告書等を作成していただきます。
スマホとマイナンバーカード

をお持ちの方は必ず持参していただくほか、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書(数字4ケタ)・署名用電子証明書(英数字6～16文字)のパスワードを事前に確認していただくようお願いいたします。

申告書作成会場での相談を希望される方は、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。当日相談受付は相談枠に限りがあります。なお、LINEによる事前予約は、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントのお友達追加が必要です。

【e-Taxをご利用ください】
お手持ちのパソコン、スマホを利用して、自宅からe-Taxで24時間申告することが可能ですので、ぜひご利用ください。

【税金の納付は 振替納税が便利です】
令和7年分申告所得税及び復興特別所得税並びに贈与税は3月16日(月)、消費税及び地方消費税(個人事業者)は3月31日

税 今月の納期

1月26日までに

納めましょう

- 町県民税(4期)
- 固定資産税(4期)
- 農集排使用料(1月分)
- 後期高齢者保険料(6期)

(火)が納付期限です。

納税には、便利な振替納税をご利用ください。新規に希望される方は上記納付期限までに田島税務署又はご利用の金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

なお、個人納税者の振替納税及びダイレクト納付については、オンラインにより依頼書の提出が可能ですので、是非ご利用ください。

振替納税における振替日は、申告所得税及び復興特別所得税が4月23日(木)、消費税及び地方消費税(個人事業者)が4月30日(木)です。

※贈与税について振替納税はございません。

【問合せ先】

田島税務署
☎0241-62-11230

※確定申告に関する相談は「電話相談センター」でお答えいたしますので、音声案内に従い「0」番を、税務署にご用の方は「2」番を選択してください。